

(参考資料-3)

業務代行契約書(案)

(仮称) Fukuroi Central Park (緑のにぎわいゾーン) 土地区画整理組合(以下「甲」という。)と□□□□株式会社(以下「乙」という。)は、甲が、静岡県袋井市で施行する(仮称) Fukuroi Central Park 土地区画整理事業及び土地利用事業(以下「本事業」という。)に係る業務の委託に関し、以下のとおり合意したのでこの契約を締結する。

(委託及び受託)

第1条 甲は乙に本事業の施行に関する業務(第5条に掲げるものに限る。以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

(甲及び乙の協力等)

第2条 乙は、甲の定款及び事業計画書並びに総会、総代会及び理事会の決定に従って本業務を遂行するものとし、甲は、乙が本業務を円滑に遂行できるよう乙に協力するものとする。

(委託契約金)

第3条 乙が行う本業務に対し甲が支払う対価(以下「委託契約金」という。)は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円とし、詳細は別紙内訳書記載のとおりとする。

(委託契約金の支払い)

第4条 甲は、事業計画書に記載される収入をもって乙に対する委託契約金の支払いに充てるものとする。

2 委託契約金の支払いは、事業計画書に記載する年度別歳入歳出資金計画表により、乙の請求に基づき甲乙協議のうえ支払うものとする。

(業務の内容)

第5条 土地区画整理事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 理事会、総会、総代会等の組合運営に関する業務
- (2) 定款の変更案及び事業計画の変更案の作成業務
- (3) 仮換地指定通知に関するすべての業務
- (4) 換地計画並びに換地処分に関するすべての業務
- (5) 町名・地番整理に関するすべての業務
- (6) 土地区画整理登記に関するすべての業務
- (7) 換地処分に係る清算金の徴収及び交付に関するすべての業務
- (8) 関係行政庁等に対する協議、届出、許認可申請に関する業務
- (9) 組合の解散に関する事務及び清算に関する事務

(10) 整備工事（区画道路、造成、緑化、公園、調整池等）に関する業務

(11) その他甲が必要とする業務

2 土地利用事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 施設・機能の誘致と設計、整備

(2) 運営・維持管理の実施

(3) その他甲が必要とする業務

(保留地の売買)

第6条 甲は事業計画に定められた保留地について、甲が定める保留地処分規定に従って乙又は乙の指定する者に譲渡するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 本事業に係る許認可の遅れ、施行地区の変更、工事の施工条件の変更、関係官公署の指導、法令の制定・改廃、経済事情の変動、不可抗力その他、甲・乙いずれの責に帰することができない事由により事業計画の変更の必要があるときは、甲・乙が協議して変更するものとする。

(期限)

第8条 乙は、令和15年3月31日までに本業務を完了するものとする。ただし、第7条に定める事由により事業計画が変更され、期限までに完了できない場合には、甲・乙が協議して期限を延長するものとする。

(委託契約金の変更)

第9条 第3条に定める委託契約金の額は、第7条に定める事由により事業計画が変更された時に限って変更できるものとする。

(受託者の注意義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。

(受託者の報告義務)

第11条 本事業及び本業務の円滑かつ確実な実施を期するため、乙は常に本業務の進捗状況について明らかにし、甲の求めがあった場合及び本業務が完了した場合には、甲に対し必要な報告をしなければならないものとする。

(契約解除の制限)

第12条 甲及び乙は、誠意をもって本事業を完遂することとし、正当な理由なくして一方的に本契約を解除することはできないものとする。

(契約外事項の取扱い)

第 13 条 本契約の内容に疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合においては、甲及び乙が誠意をもって協議し、その取扱いを定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 (仮称) Fukuroi Central Park (緑のにぎわいゾーン)
土地区画整理事業 準備委員会 委員長
住所
氏名

乙 □□□□株式会社
住所
氏名